## 新潟県条例第20号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (新潟県保健所条例の一部改正)

第1条 新潟県保健所条例(昭和63年新潟県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	正 後				改	正 前	
別表第2(第2条関係)				別	表第	2 (第2条関係)		
項	所掌事務	保健所の名称	所管区域		項	所掌事務	保健所の名称	所管区域
1	(1) 大麻草の栽	(略)			1	(1) 大麻取締法	(略)	
	培の規制に関					(昭和23年法		
	<u>する法律</u> (昭					律第124号)及		
	和23年法律第					び <u>新潟県大麻</u>		
	124号) 及び <u>新</u>					取締法施行条		
	潟県大麻草の					<u>例</u> (平成12年		
	栽培の規制に					新潟県条例第		
	関する法律施					20号)に基づ		
	<u>行条例</u> (平成					く監督に関す		
	12年新潟県条					る事務		
	例第20号)に							
	基づく監督に							
	関する事務							
	$(2)$ $\sim$ $(6)$ (略)					$(2)$ $\sim$ $(6)$ (略)		
(∄	(略)			(略)				

(新潟県大麻取締法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県大麻取締法施行条例(平成12年新潟県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律が	新潟県大麻取締法施行条例
<u>条例</u>	

(趣旨)

第1条 この条例は、<u>大麻草の栽培の規制に関する</u> <u>法律</u>(昭和23年法律第124号。以下「法」という。) の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(免許の基準)

第2条 法第5条第1項の規定による大麻草採取栽 培者の免許(以下単に「免許」という。)は、栽培 地ごとにその営んでいる業務又は営もうとする業 務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者 (趣旨)

第1条 この条例は、<u>大麻取締法</u>(昭和23年法律第 124号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な 事項を定めるものとする。

(大麻取扱者の免許の基準)

第2条 法第5条第1項の規定による大麻取扱者の 免許(以下<u>「大麻取扱者の免許</u>」という。)は、大 <u>麻栽培者に係るものにあっては</u>栽培地ごとに、大 麻研究者に係るものにあっては研究に従事する施 であって、大麻草を栽培することが特に必要であると知事が認める者に対して行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号の いずれかに該当するときは、<u>免許</u>を与えないこと ができる。
  - (1) 当該免許に係る<u>大麻草</u>の栽培地の構造設備 が、規則で定める基準に適合しないとき。
  - (2) 次のアから<u>オ</u>までのいずれかに該当する者で あるとき。
    - ア 法第5条第2項第1号に該当する者を除く ほか、法その他薬事に関する法令又はこれら に基づく処分に違反し、その違反行為があっ た日から2年を経過していない者
    - <u>イ</u> 第6条の規定により免許を取り消され、取 消しの日から3年を経過していない者
    - ウ <u>イ</u>に該当する者を除くほか、この条例その 他薬事に関する法令の施行のための条例又は これらに基づく処分に違反し、その違反行為 があった日から2年を経過していない者

工 (略)

<u>オ</u> アから工までのいずれかに該当する者を除くほか、大麻の濫用による保健衛生上の危害の防止の観点から大麻を適正に管理できないと知事が認める者

(盗難等の防止措置)

第3条 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻について、盗難又は紛失を防止するための必要な措置を講じなければならない。

設ごとに、次に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) 大麻栽培者に係るものにあっては、その営んでいる業務又は営もうとする業務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であって、大麻草を栽培することが特に必要であると知事が認めるもの
- (2) 大麻研究者に係るものにあっては、大麻に関する社会的に有用であると知事が認める研究を 行おうとする者
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号の いずれかに該当するときは、<u>大麻取扱者の免許</u>を 与えないことができる。
  - (1) 当該免許に係る<u>大麻</u>の栽培地<u>又は研究に従事する施設</u>の構造設備が、規則で定める基準に適合しないとき。
  - (2) 次のアから<u>カ</u>までのいずれかに該当する者で あるとき。
    - <u>ア</u> 法第18条の規定により免許を取り消され、 取消しの日から3年を経過していない者
    - <u>イ</u> アに該当する者を除くほか、法その他薬事 に関する法令又はこれらに基づく処分に違反 し、その違反行為があった日から2年を経過 していない者
    - ウ 第9条の規定により免許を取り消され、取 消しの日から3年を経過していない者
    - <u>ウ</u>に該当する者を除くほか、この条例その 他薬事に関する法令の施行のための条例又は これらに基づく処分に違反し、その違反行為 があった日から2年を経過していない者

<u>才</u> (略)

<u>カ</u> アから<u>オ</u>までのいずれかに該当する者を除くほか、大麻の濫用による保健衛生上の危害の防止の観点から大麻を適正に管理できないと知事が認める者

(盗難等の防止措置)

第3条 大麻取扱者は、その所持し、又は栽培する 大麻について、盗難又は紛失を防止するための必 要な措置を講じなければならない。

(保管)

- 第4条 大麻研究者は、その所持する大麻を研究に 従事する施設内で保管しなければならない。
- 2 前項の保管は、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

(廃棄の届出)

第5条 大麻取扱者は、その所持し、又は栽培する 大麻を廃棄しようとするときは、規則で定めると ころにより、廃棄する大麻の品名及び数量並びに

<u>廃棄の方法について、あらかじめ知事に届け出なければならない。</u>

2 前項の規定により大麻を廃棄するときは、当該 職員の立会いの下に、焼却その他の大麻を回収す ることが困難な方法により行わなければならない。

(事故の届出)

第6条 大麻取扱者は、その所持し、又は栽培する 大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故 が生じたときは、規則で定めるところにより、速 やかにその大麻の品名及び数量その他事故の状況 を明らかにするため必要な事項を、知事に届け出 なければならない。

(措置命令)

第7条 知事は、大麻取扱者が第3条から第5条までの規定に違反していると認めるときは、期間を定めて、大麻の保管又は廃棄の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令等)

第8条 知事は、大麻取扱者に係る栽培地又は研究 に従事する施設の構造設備が、第2条第2項第1 号の規則で定める基準に適合しなくなったと認め るときは、その構造設備の改善を命じ、又はその 改善を行うまでの間当該栽培地<u>若しくは施設</u>の全 部若しくは一部の使用を禁止することができる。

(免許の取消し)

第9条 知事は、大麻取扱者がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、 又は法第5条第2項各号若しくは第2条第2項第 2号イ若しくはエからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。

(手数料)

- 第10条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該 各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 法第5条第1項の規定による大麻栽培者の免 許を申請する者 7,100円
  - (2)法第5条第1項の規定による大麻研究者の免許を申請する者7,000円
  - (3) 法<u>第10条第5項</u>の規定により<u>大麻取扱者名簿</u> の登録事項の変更を届け出る者

3,600円

(4) 法第10条第6項の規定により大麻取扱者免許証の再交付を申請する者3,800円

 $2 \sim 4$  (略)

第11条 (略)

(措置命令)

第4条 知事は、大麻草採取栽培者が前条の規定に 違反していると認めるときは、期間を定めて、必 要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令等)

第5条 知事は、大麻草採取栽培者に係る栽培地の 構造設備が、第2条第2項第1号の規則で定める 基準に適合しなくなったと認めるときは、その構 造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの 間当該栽培地の全部若しくは一部の使用を禁止す ることができる。

(免許の取消し)

第6条 知事は、大麻草採取栽培者がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2項第2号ア若しくはウからオまでのいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。

(手数料)

- 第7条 次の各号に掲げる者は、1件につき、当該 各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 免許を申請する者
  - 7,100円

(2) 法第6条第3項の規定により大麻草採取栽培

者名簿の登録事項の変更を届け出る者

3,600円

(3) 法<u>第7条第3項</u>の規定により<u>免許証</u>の再交付 を申請する者 3,800円

 $2 \sim 4$  (略)

第8条 (略)

(新潟県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)に改める。

40亿部分(50名かを除く。)に収める。						
改 正 後	改 正 前					
(定義)	(定義)					
第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げ	第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げ					
る物をいう。	る物をいう。					
	(1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に					
	規定する大麻					
<u>(1)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)					
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)					
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)					
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)					
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)					
<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)					
2 (略)	2 (略)					
(知事指定薬物の指定の失効)	(知事指定薬物の指定の失効)					
第17条 前条第1項の規定による指定は、知事指定	第17条 前条第1項の規定による指定は、知事指定					
薬物が第2条第1項第1号から第5号までに掲げ	薬物が第2条第1項第1号から第6号までに掲げ					
る薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、	る薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、					
その効力を失うものとする。	その効力を失うものとする。					
2・3 (略)	2・3 (略)					

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において免許を受けている改正法第1条の規定による改正前の大麻取締法第2条 第2項に規定する大麻栽培者及び同条第3項に規定する大麻研究者については、第2条の規定による改正後の 新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例(平成12年新潟県条例第20号)の規定にかかわらず、その免 許の有効期間内は、なお従前の例による。

(新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正)

3 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例(令和4年新潟県条例第47号)の一部を次のように改正する。 第30条の改正規定の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなけれ
	ばならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律
	第67号) 第231条の2の2の規定による指定納付受
	託者に対する納付の委託をするものについては、
	この限りでない。
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)

## (調整規定)

4 この条例の施行の日が新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行の日(令和6年9月1日)以後となる場合には、前項の規定は、適用しない。